

京都市京セラ美術館開館一周年記念展 「モダン建築の京都」
音声ガイド製作販売事業
仕様書

1 展覧会概要

- ア 名称 「モダン建築の京都」(以下「本展」という。)
- イ 会期 令和3年9月25日から12月26日まで
- ※ 月曜日休館
- ※ 搬入出期間については、現在調整中(各7日~10日間程度)
- ウ 会場 京都市京セラ美術館・新館「東山キューブ」
- エ 内容
- 明治から昭和40年代中期までの京都市内に現存するモダン建築の資料展示。
関連プログラムとして建物見学やツアー、シンポジウム等の実施。
(詳細は参加登録時に提供する企画書を参照)

2 事業内容

本展の実施にあたり、下記仕様に基づき、音声ガイド・アプリのシステム製作、コンテンツ企画・製作、販売事業を行う。

(1) 仕様

- 下記3種類のコンテンツをアプリで製作し販売すること。
また、②及び③は本展会期終了後も継続して販売できるコンテンツであること。
- ① 展覧会解説を行う音声ガイド・アプリ
 - ② 京都市京セラ美術館の建築解説を行う音声ガイド・アプリ
 - ③ 展覧会に連動した市内モダン建築めぐり音声ガイド・アプリ

(2) 企画提案書作成に伴う留意事項

- 企画提案書は下記内容を留意して作成すること。
- ① 本展への来場が少ないと見込まれるライト層(10代後半~20代後半)の集客を意識した提案
 - ② ナレーター候補の提案
 - ③ 実行委員会へ支払う手数料料率の提案
 - ④ 地域振興への貢献方法の提案
 - ⑤ 事業体制、販売業務の管理・運営方法と体制の提案

(3) 本事業遂行上の基本事項及び留意点

- ア 事業者は協定書に定められた事項を遵守すること。
- イ 本事業の遂行に伴う一切の経費（企画費、アプリシステム製作費、シナリオ作成費、ナレーター費、販売運営人件費等）は事業者負担とすること。
- ウ 事業者は、業務遂行に当たっては、定期的に行う実行委員会と協議し、進捗等について報告すること。また、実行委員会から報告等を求められた場合は、速やかに対応すること。
- エ 事業者は、あらかじめ協定書締結日から展覧会開幕までの全体スケジュールを実行委員会と協議のうえ作成すること。更新内容は実行委員会及び事業者において随時共有を図ること。
- オ 事業者は、あらかじめ協定書に定められた期日に売上を報告すること。
- カ 事業者は、協定書締結後、速やかに以下の書類を提出すること。提出に当たっては、あらかじめ実行委員会の承認を受けること。
 - ・実施管理責任者、出納窓口担当者一覧表
 - ・外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - ・その他、実行委員会が必要に応じて指定する書類
- キ 内容に変更が生じた場合には、速やかに実行委員会に報告し、承認を得ること。

3 業務期間

協定書締結日から令和4年3月31日(木)まで

4 業務報告

全ての業務終了後、業務内容のすべてを記載した業務報告書をデータ及び紙媒体で提出すること。

5 その他

(1) 法令順守

本事業は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

(2) 秘密の保持

受託者は、本事業履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、協定が終了、又は解除された後においても同様とする。

(3) 損害賠償

業務の実施に伴い受託者が第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て事業者の責任において処理すること。

(4) 協議事項

協定書に定めのない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、事業者は、速やかに実行委員会と協議を行うものとし、当該協議が整わないときは、実行委員会の指示するところによるものとする。

(5) その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、業務内容を変更する可能性がある。

以上